

## 経営規模等評価申請書／総合評定値請求書 提出書類チェックリスト

許可番号 04-	許可業者名
担当者氏名	電話番号
F A X	e-mail

- 結果通知書の受取方法  代理人宛て郵送  
(送付先を記載した長3封筒同封)  
 結果通知当日に県庁受け取り  
(指定しない場合は申請者宛て郵送します。)

提出書類には√又は■を, 提出しない書類には×を付け, 提出書類に同封してください。  
提出書類は, 本チェックリストの順に並べて提出してください。

### 【申請関係書類】

- 収入証紙貼付用紙
- 経営規模等評価申請書／総合評定値請求書（建設業法施行規則別記様式（以下「規則様式」という。）第25号の14）1枚目
- 経営規模等評価申請書／総合評定値請求書（規則様式第25号の14）2枚目
- 工事種類別完成工事高 工事種類別元請完成工事高（別紙一）
- その他の審査項目（社会性等）（別紙三）
- 技術職員名簿（別紙二）
- 建設機械の保有状況一覧表（別表1）
- 経営状況分析結果通知書（規則様式第25号の13）【原本】
- 課税期間分の消費税及び地方消費税確定申告書（1枚目）
- 消費税納税証明書（その1）【原本】
- 委任状（行政書士が代理申請する場合）
- 経営規模等評価申請書／総合評定値請求書申請受付票  
※ 受付票の返送を希望する場合のみ。代理人が複数件を一括して提出する場合は, 1枚にまとめること

### 【申請事項確認書類】（全て写しで可）

- 1 工事種類別（元請）完成工事高関係
  - 直前3年の各事業年度における工事施工金額（規則様式第3号）  
※ 申請業種にプレストレストコンクリート構造物工事, 法面処理工事又は鋼橋上部工事を含む場合
- 2 項番41関係
  - 労働保険概算・確定保険料申告書（雇用保険） または 労働保険料等納入通知書（雇用保険）
  - 労働保険料等保険料領収書（審査基準日直前の領収印があるもの）
- 3 項番42関係
  - 被保険者標準報酬決定通知書（被保険者整理番号をマスキング）  
※ 技術職員名簿記載者, 技能者名簿記載者, 公認会計士, 会計士補, 税理士, 1級・2級登録経理試験合格者の氏名を蛍光ペンでマーキングすること  
(以下, 「3. 適用除外」とする場合)
    - 適用除外承認証（法人事業所の場合）
    - 国民健康保険（組合）被保険者証
- 4 項番44関係
  - 建設業退職金共済事業加入・履行証明書（経営事項審査申請用）

## 5 項番45関係

- 退職一時金制度への加入を証明する書面（中小企業退職金共済制度，特定退職金共済団体制度等又は労働協約，就業規則（表紙・該当箇所）及び退職金規程）
- 企業年金制度への加入を証明する書面（厚生年金基金，確定拠出年金（企業型），確定給付企業年金等）

## 6 項番46関係

- 法定外労働災害補償制度の保険証券等
  - ※ ①1～7等級別補償，②通勤災害補償，③下請事業者含めて補償の3点記載箇所

## 7 項番49関係

- 防災協定書
- 防災協定締結団体加入証明書（審査基準日を明記したもの）

## 8 項番52関係

（以下，「1. 会計監査人の設置」「2. 会計参与の設置」を選択する場合）

- 登記事項証明書
- 有価証券報告書，監査報告書又は会計参与報告書

（以下，「3. 経理処理の適正を確認した旨の書類の提出」を選択する場合）

- 経理処理の適正を確認した旨の書類（様式第2号）

## 9 項番53，54関係

- 公認会計士，会計士補，税理士，1級・2級登録経理試験の合格証書又は登録証
- 公認会計士，会計士補，税理士，1級・2級登録経理の講習修了証

## 10 項番56関係

- 建設機械売買契約書
  - ※ 前年申請から変更（追加）がある場合
- 建設機械自主点検表（機械の型式及び検査年月日が表示されている箇所），移動式クレーン検査証，自動車検査証（大型ダンプ車，備考欄に（建）表示があるもの）

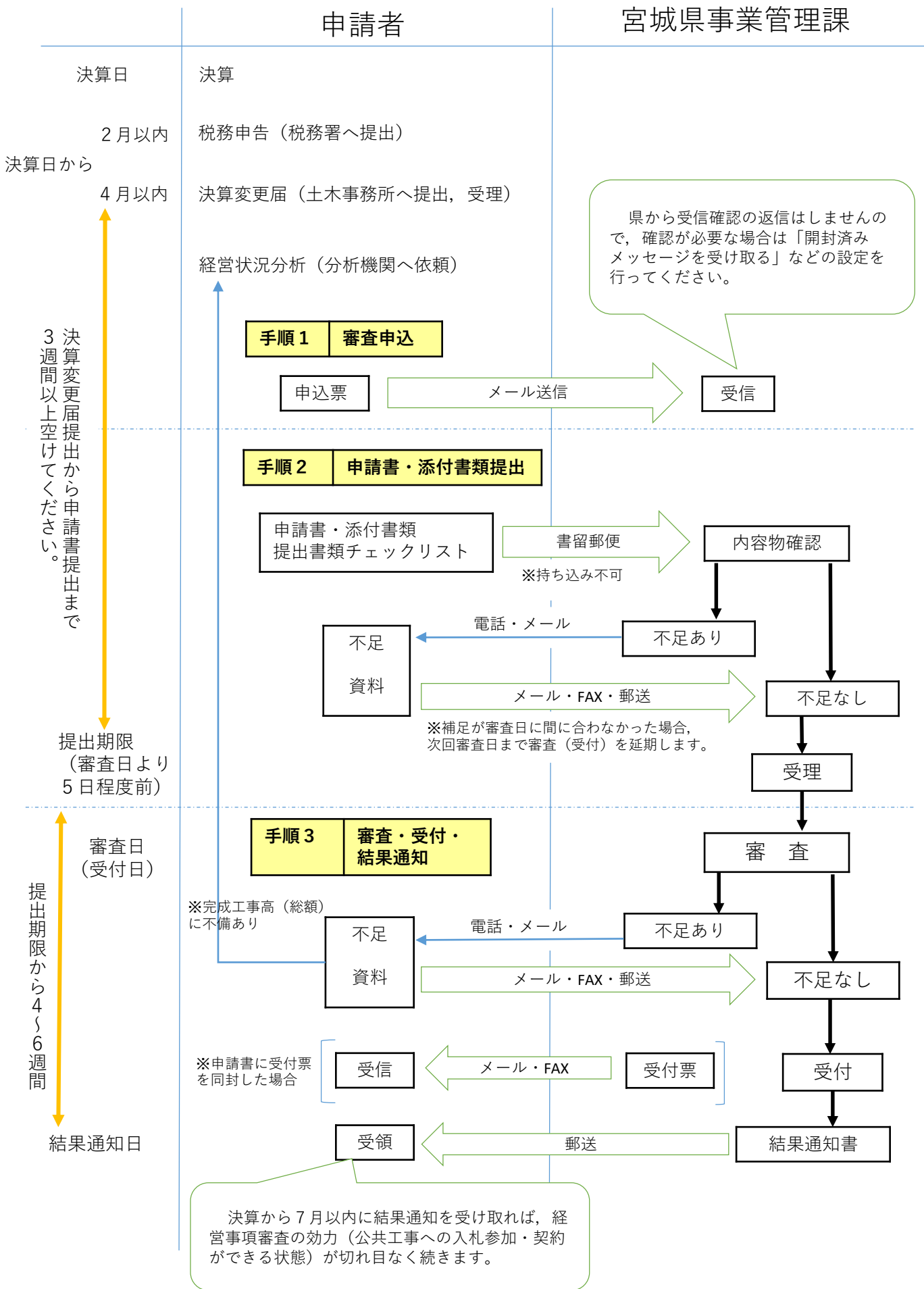
## 11 項番57・58関係

- ISO認証登録証明書

## 12 項番61・62，技術職員名簿関係

- 保有する資格を証明する書面（合格証明書，講習修了証，卒業証明書（学歴要件による場合））
  - ※ 前年申請から変更がある者のみ
- 実務経験証明書（規則様式第9号）
  - ※ 学歴要件又は10年以上の実務経験による場合
  - ※ 前年申請から変更がある者のみ
- 健康保険証の写し（記号・番号・保険者番号をマスキング）又は雇用保険被保険者資格取得等確認通知書
  - ※ 技術職員名簿記載者，技能者名簿記載者で前年申請から変更がある者のみ
- 住民税特別徴収に係る届出書，役員給与等の内訳書等常勤性及び6月超の雇用期間を証明するもの
  - ※ 役員かつ75歳以上の技術職員等，健康保険・雇用保険による証明ができない場合
- 監理技術者資格者証（規則様式第25号の5），監理技術者講習修了証（規則様式第25号の3）
- 継続雇用制度の適用を受けている技術職員名簿（様式第3号），就業規則又は労働協約
- CPD単位算出補助表
- CPD単位取得者ごとの取得単位数を証明する書類
  - ※ 認定機関の証明のあるものに限る（画面ハードコピー等不可）
- 技能者名簿（様式第5号（改））
- 能力評価（レベル判定）結果通知書
  - ※ 認定機関の証明のあるものに限る（画面ハードコピー等不可）

# 経営事項審査の申請・審査の流れ



3週間以上空けてください。決算変更届提出から申請書提出まで

提出期限（審査日より5日程度前）

審査日（受付日）

提出期限から4〜6週間

結果通知日